



2026年2月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表者名 代表取締役社長 白 岩 直 人
(東証・コード:7172)
問合せ先 取締役管理本部長 杉 本 健
(TEL. 03-6550-9307)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の当社第20回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② 当社は、今後の事業拡大に向けた人材採用に必要となる事務所の拡張及び従業員の働きやすさの向上を目的として本店を移転いたします。このため、現行定款第3条(本店の所在地)を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第42条(剰余金の配当等の決定機関)及び第43条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第44条(期末配当金)及び第45条(中間配当金)を削除するものであります。
- ④ その他、上記の各変更にあわせ字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

- ・ 変更の内容は、次のとおりであります。
- ・ なお、本議案における定款変更は、第3条については2026年6月30日までに開催される取締役会において別途決定した日、その他については本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条(条文省略) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第1条～第2条(現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。 (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第9条(条文省略) (株主名簿管理人) 第 10 条 当会社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議</u> によって選定する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程</u> による。	第6条～第9条(現行どおり) (株主名簿管理人) 第 10 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議</u> によって委任を受けた <u>取締役</u> が選定する。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議</u> によって委任を受けた <u>取締役の定める株式取扱規程</u> による。
第 12 条(条文省略)	第 12 条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条～第 14 条(条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第 13 条～第 14 条(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第 16 条～第 18 条(条文省略)</p>	<p>第 16 条～第 18 条(現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><新設></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><新設></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>4 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。この場合において、選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役が、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 25 条(条文省略) <新設> (取締役会の決議の省略) <u>第 26 条</u> 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会の議事録) <u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第 25 条(現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) <u>第 26 条</u> 当会社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略) <u>第 27 条</u> 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 (取締役会の議事録) <u>第 28 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第 28 条(条文省略) (取締役の報酬等) <u>第 29 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第 29 条(現行どおり) (報酬等) <u>第 30 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
(取締役の責任免除) <u>第 30 条</u> 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) <u>第 31 条</u> 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の員数)</u> <u>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役の選任)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる</u> <u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ</u> <u>の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、</u> <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場</u> <u>合に備え、株主総会において補欠監査役を選任するこ</u> <u>ができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</u> <u>総会の開始の時までとする。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する</u> <u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結</u> <u>の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として株主総会</u> <u>で選任された監査役の任期は、当該退任した監査役の任</u> <u>期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場</u> <u>合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に</u> <u>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</u> <u>会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>	<削除>
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を</u> <u>選定する。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、</u> <u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、こ</u> <u>の期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを</u> <u>経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある</u> <u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<削除>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<削除>
<新設>	第5章 監査等委員会
<新設>	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> <u>第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集することができる。</u></p>
<新設>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<新設>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。</u></p>
<新設>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第 36 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもつて作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<新設>	<p>(監査等委員会規則) <u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第6章 会計監査人 <u>第 41 条～第 42 条(条文省略)</u>	<p>第6章 会計監査人 <u>第 38 条～第 39 条(現行どおり)</u></p>
<新設>	<p>(報酬等) <u>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
第7章 計算 <u>第 43 条(条文省略)</u>	<p>第7章 計算 <u>第 41 条(現行どおり)</u></p>
(期末配当金) <u>第 44 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。</u>	<p><削除></p>
(中間配当金) <u>第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>(<u>剩余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第42条 当会社は、剩余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<新設>	<p>(<u>剩余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第43条 当会社は、期末配当として毎年12月31日、中間配当として毎年6月30日のそれぞれ最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剩余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</u></p>
(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)	<p>(<u>配当財産の除斥期間等</u>)</p> <p><u>第44条 配当財産が、その交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。</u></p> <p><u>2 配当財産が金銭の場合、未払のときでも利息を付けない。</u></p>
<新設>	(<u>附則</u>)
<新設>	<p><u>第1条 第20回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項所定の損害賠償責任につき、同法第426条第1項に基づく取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 第20回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に基づき限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p>
<新設>	<p><u>第2条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、2026年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第2条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

本件に関する問合せ先

広報・IR室

TEL:03-6550-9307

以 上